

第1号様式

地域密着型サービス事業者公募申込書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地
名称
代表者名
電話番号

印

このことについて、公募要項に定める資格要件において、応募者の制限にかかる項目がないことを確約し、公募要項に定める提出書類を添えて応募します。

地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類		
事業所の予定地		
地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業の開始予定年月日		
担当者連絡先	氏名	
	所属等及び所属等の所在地	〒
	電話番号	
	FAX番号	

第2号様式

事業計画書（看護小規模多機能型居宅介護）

1 法人の概要

名 称				
設 立 年 月 日				
所 在 地				
代 表 者 職 氏 名				
(予定) 管理者職氏名				
現 在 の 事 業 概 要 (介護保険関係事業)	事業の種類	所 在 地	定員	開始年月日

2 整備の内容

予定施設名称 (仮称) _____	
開 設 サービス 名	
整 備 定 員	
構 造	
建 築 面 積	
延 床 面 積	
開 設 予 定 年 月 日	

3 設置予定地

所在地	焼津市						
地番							合計
地目							
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
土地の現況							
都市計画区域等	<input type="checkbox"/> 市街化区域（用途地域： ） <input type="checkbox"/> 市街化調整区域						
生産緑地の指定等	<input type="checkbox"/> 生産緑地 <input type="checkbox"/> 農振農用地 <input type="checkbox"/> 緑地保全地区 <input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地 （施設整備までの手続き、解除見込み等）						
農地転用の要否	要 ・ 不要						
用地取得等	1. 取得（貸借契約）済 2. 確約書取得済 3. 交渉中 4. 未交渉 取得・貸借契約（予定）年月日（ 年 月 日）						
進入路の状況	（最も狭い場所の幅員、用地取得の必要性・確保の見込み等）						
公共交通機関	鉄道 （ ） 駅まで （ ） k m バス （ ） バス停まで （ ） k m						
その他特記事項	他のサービス事業所（認知症対応型共同生活介護）との併設						

4 運営理念について

運営法人及び事業所の理念（目指す姿、運営面で特に力を入れたい点）
事業開始の動機

5 整備予定地における必要性について

整備予定地を選んだ理由

整備予定地域での当該サービスの必要性の調査結果（調査方法、経過、見込み人数、意見交換会など）

6 利用者に対する考え方について

医療的ケア充実への取組について（日常的な健康管理、訪問看護の体制、医療機関等との連携等）

終末期におけるケアについて

認知症ケアについて

虐待防止について（利用者の人権擁護について）

事故防止・安全対策について

個人情報の保護について

7 家族・地域等との交流について

家族との交流について

地域住民との交流及び事業計画の説明状況について（地元説明会の日時や場所、出席者等の詳細が分かる資料）

関係機関との連携体制について

8 災害時への対策について

(非常災害時の関係機関への通報及び連携体制、非常災害に備えた事業所内での訓練や教育について)

9 人員体制について

人員体制 (介護職員・看護職員等 職種ごとの職員配置計画について)

採用計画 (いつ頃から採用活動を開始するか、どのような活動を行うか、法人内の異動について等)

採用条件 (採用資格・実務経験等)

研修体制 (採用時事前研修・従事後)

職員定着のための取組について

10 事業の適正な管理や経理を行うための体制

会計処理等の担当者の配置等、法人内の体制について

サービス提供に関する記録等の作成や管理の方法について

11 苦情処理体制について

12 衛生管理について

(感染症や食中毒に対する対策等)

13 その他、法人から提案したいこと

14 補助金申請について

整備費補助金	1 申請します	2 申請しません
開設準備経費補助金	1 申請します	2 申請しません
補助金が交付されなかった場合	1 補助なしで開設	2 開設を取りやめる

第4号様式

履歴書			
カナ		生年月日	年 月 日
氏名			(歳)
住所	(郵便番号 -)		
電話番号			
最終学歴			
卒業年月	学校名		
職務に関連する資格			
取得年月日	資格名等		
主 な 職 歴 等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等	職 務 内 容	
備 考 (研修等の受講の状況等)			

介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

(あて先)

焼津市長

	所在地	
申請者	名称	
	代表者名	印
	住所	

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法第78条の2第4項】

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む）

み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日
前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しな
いものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の
指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止す
るための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況
その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮
して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められ
るものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型
介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号か
ら第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入
居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消さ
れ、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である
場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六
十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないもの
を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があっ
た日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過
しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業
者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防
止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の
状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を
考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認め
られるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定
の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）
の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただ
し、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消
しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービ
ス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定
地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取
消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定める
ものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処
分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をし
ないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした
者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指
定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指
定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七
十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日

以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

第6号様式

開発・建築等に係る協議の状況

1 開発・土地利用関係（都市計画法、農振法、農地法等関係）

(1) 関係機関との事前相談の状況

年月日	相談先	相談の概要（法令の適用状況、指導の内容等）

(2) 今後必要な手続き及び許認可の見込み

--

2 建築関係（建築基準法、消防法等関係）

(1) 関係機関との事前相談の状況

年月日	相談先	相談の概要（法令の適用状況、指導の内容等）

(2) 今後必要な手続き及び許認可の見込み

--

※適宜枠を追加、拡大して記入してください。